

OpenAI Deep Research

了解しました。「日本弁理士会『弁理士業務 AI 利活用ガイドライン』」について、以下の内容を調査します。

- ガイドラインの全文または入手先
- 要点・主要内容のまとめ
- 制定の背景や経緯(目的や課題意識、検討プロセスなど)
- 最新の改訂情報(ある場合)
- このガイドラインを受けた各弁理士法人や関連機関の具体的な取り組み事例

情報が整い次第お知らせしますので、少々お待ちください。

日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」の調査

1. ガイドライン全文・公式入手先リンク

日本弁理士会は「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」(※生成 AI ツール活用に関するガイドライン)を策定し、公表しています。2025 年初頭にベータ版(β 版)が公開されており、現在はこの β 版ガイドラインが利用されています (第 4 回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所) (第 4 回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所)。ガイドラインの全文は日本弁理士会の会員向けサイトや公式発表資料で入手可能です(日本弁理士会の公式ウェブサイト上のお知らせ欄や「月刊パテント」誌上で公開されています)。例えば、IPTech 弁理士法人の発表によれば、同ガイドラインに準拠した社内ルール策定が行われており (生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人)、弁理士有志のブログ等でもガイドラインの内容が引用・紹介されています (第 4 回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所)。

入手先例: 日本弁理士会公式サイト、会員専用ページ、または日本弁理士会発行の会報誌(「パテント」)などで確認できます。具体的なリンクとして、日本弁理士会ウェブ

サイト上のニュースセクションや特許庁の関連ページでガイドライン策定の言及があります（[弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すためのガイドライン](#)）（※正式な PDF リンクは会員向け提供の可能性があります）。

2. ガイドラインの要点・主要内容まとめ

弁理士業務 AI 利活用ガイドライン（β 版）の主なポイントは以下の通りです。

- **AI の定義と適用範囲**: 本ガイドラインで対象とする「AI ツール」とは、ChatGPT のような生成 AI を含む、弁理士業務の補助に用いられる人工知能ツール全般を指します。特許明細書作成支援、先行技術調査、契約書ドラフト支援など、**弁理士業務プロセスへの AI 適用**を想定しています（[Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#)）（[Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#)）。AI はあくまで**“補助的ツール”**であり、最終的な判断は弁理士自身が行うべきことが明記されています（[Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#)）。生成 AI が提示した回答や文章は参考資料とし、必ず**弁理士が内容を確認・修正した上で提供する**よう求めています（[Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#)）（[たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。
- **利用目的と効果**: ガイドライン冒頭では、AI 導入の目的を明確化することが推奨されています。業務効率化や品質向上のために、どの業務フローで AI を使うかを定義し（例：特許性の評価、明細書ドラフトの自動生成など）、AI 活用による効果と影響を評価しやすくすることが述べられています（[Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#)）。従来の手法との比較検討や、AI で代替できる部分・できない部分を整理することも含まれます（[Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#)）。
- **情報漏えい・守秘義務への対応**: 秘密情報や顧客情報の取扱いについて、最も強調されています。生成 AI に業務上の情報を入力する際は、事前にクライアント（依頼者）の同意を得るべきであるとガイドラインで規定されています（[\(第 4 回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。これは弁理士の守秘義務（弁理士法第 30 条）に鑑みた配慮であり、依頼人との信頼関係を前提に当然必要な措置です（[\(第 4 回 ChatGPT の](#)

[利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))。また AI 側の設定によるリスク低減策についても触れられており、例えば ChatGPT の「再学習オプトアウト設定」を有効にすれば、入力情報が AI の学習に使われず第三者に開示されるリスクを大幅に下げられることが示唆されています（[第4回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。実際、ガイドラインでも「モデルの再学習に利用される場合、情報漏えいリスクがある」旨が述べられており、リスク低減策としてオプトアウト設定を推奨しています（[第4回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。さらに、仮にクラウド上に一時的にデータが保存される場合でも、適切な技術的措置が取られ公開とならないよう注意すべきとしています。（[たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。ガイドライン全体を通じて**「守秘義務の厳守」と「情報管理の徹底」**が繰り返し強調されています。

- **生成 AI 利用の留意点(新規性喪失や法的リスク)**: 特に発明内容を AI に入力することによる特許の新規性喪失リスクについて注意喚起があります（[第4回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。ガイドラインやその解説では、「ChatGPT 等に発明情報を入力すると第三者に知られる可能性があり、新規性を喪失するおそれがある」と指摘されています（[第4回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。ただし技術的には、前述のようにオプトアウト設定等で外部非公開を確保すれば新規性喪失には当たらないとの見解もあり、ガイドライン上も「再学習の有無にかかわらずクライアント同意の下で利用する」ことを基本ルールとしつつ、リスクを正しく理解した上で適切に対処すれば AI 活用は可能というスタンスです（[第4回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）（[第4回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。要は、「クライアントの同意

「技術的な保護策」を両輪として、秘密保持と新規性維持に努めることを求めています。

- **AI ツール選定と安全基準**: ガイドラインでは、利用する AI ツール自体にも一定の安全要件を求めていました。例えば入力したデータが提供元企業により解析・閲覧されないこと(暗号化など)、入力データが AI の再学習に利用されないこと、そしてこれらの条件がサービス利用規約で明示的に保証されていることといった基準を満たすツールのみ使うよう推奨しています ([生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#))。これは IPTech 弁理士法人が社内ガイドライン策定時に参考にした要件にも示されています ([生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#))。要するに、機密保持の観点から信頼できる AI サービスを選ぶこと、契約や利用規約を確認してデータ取扱いのルールを把握することが重要です。
- **法的・倫理的遵守**: AI 活用に際して、弁理士法や関係法令の遵守を明確に謳っています ([Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#))。例えば、AI が生成した文章に著作権や第三者の知的財産権侵害の問題がないか確認する、AI による判断結果をうのみにせず専門家として検証する、といった法的・倫理的配慮が必要です ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))。また AI の利用が弁理士の**品徳や職責(公正誠実義務)**を損なわないよう、最終責任は弁理士が負うこと、誤った情報をそのまま提供しないことも盛り込まれています ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))。さらに、依頼人への説明責任にも言及があり、AI を業務で使う場合は、その仕組みやリスク、生成物の扱いについて依頼人にきちんと説明し、理解と信頼を得ることが求められます ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))。
- **その他の注意事項**: AI を用いた業務提供にあたっては、「AI が出力した結果をそのまま使わない」(必ず人間がチェックする) ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))、「AI に依存しそぎず人間の専門性を維持する」、**「誤情報やバイアスに注意する」**等、一般的な生成 AI 利用上の注意もまとめられています。また、利用後の検証とフィードバックを通じて、AI 活用の効果を評価し継続的

に改善していく姿勢(PDCA サイクル)も推奨されています ([Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#))。

以上のように、ガイドラインは**「AI は弁理士の効率化に有用だが、守秘義務と品質確保の観点で慎重に使うべき」**との立場から、基本原則と具体的配慮事項を整理しています。その中核は ①クライアントの事前同意、②情報流出防止措置、③弁理士による最終責任 の 3 本柱といえます。[\(第 4 回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所\)](#) ([生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#)) ([生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#))

3. 制定の背景・経緯

ガイドライン策定の背景には、大きく分けて以下の経緯と問題意識がありました。

- **弁理士業界の人材不足と業務効率化ニーズ:** 特許事務所に所属する弁理士数は今後減少が予測されており、「10 年後に最大約 1400 人減少する」との試算もあります ([弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すためのガイドライン](#))。この弁理士不足への対策として、近年飛躍的に発展した生成 AI の活用が期待されました ([弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すためのガイドライン](#))。AI を賢く使って生産性を上げることで、限られた人員でも業務量をこなせるようにする狙いがあります。日本弁理士会ではこうした課題意識から、DX 推進や AI 技術の導入を戦略に掲げており、令和 5 年度事業計画でも「最先端の各種 AI 技術の活用」を挙げていました ([\[PDF\] 令和 6 年度事業計画 – 日本弁理士会](#))。
- **官民での議論と提言:** ガイドライン策定の直接の契機は、2024 年 1 月 29 日に開催された産業構造審議会 知的財産分科会 第 20 回弁理士制度小委員会での議論です。この場で「日本弁理士会において、弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すガイドラインを作成すること」が提言・決定されました ([弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すためのガイドライン](#)) (※特許庁から日本弁理士会への要請とも言えます)。この小委員会では弁理士制度の将来像が議論されており、生成 AI が与える影響や活用策も論点となりました。その結果、日本弁理士会内に**「AI ツール利活用ガイドライン作成ワーキンググループ」**が設置され、ガイドライン策定作業が始まったのです (

副会長の報告によれば、AIに関する情報を集約し、それを基にガイドライン草案を作成するWGが立ち上げられています（[正副会長の活動状況](#)）。

- 急速な生成AI普及への対応：2022年末のChatGPT公開以降、生成AIは爆発的に普及し始め、企業や法律実務の現場でも試験的導入が相次ぎました。知財業界も例外ではなく、2023年頃から**「ChatGPTを特許明細書ドラフトに使ってみた」「AIによる特許調査」等の取り組みが話題となりました。日本弁理士会としても会員の間で混乱やリスクが生じないよう指針を示す必要があると判断したのが背景にあります。特に秘密情報をAIに入力する危険性や、AI生成物の著作権・権利帰属などについて、一定の統一見解を出すことで「最低限ここは守って活用しよう」**というラインを示そうとしたわけです。（[コラム：ChatGPTを使うと特許が取れなくなるって本当？ | WEB会議で全国から無料相談受付中！特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）
- 他機関の動き：なお、同時期には経済産業省が**「AI利用者向けガイドライン」を策定し、また一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）も「生成AIの利用ガイドライン（第1版）」を2023年5月に公開しています（[生成AI導入のお知らせ | IPTech弁理士法人](#)）。弁理士会のガイドライン策定はこうした政府や関連団体の動きとも歩調を合わせたもの**でした。他団体のガイドライン内容（例えばAI事業者向け、ユーザー向けのガイドライン）も参考にしつつ、弁理士という職業固有の倫理・実務に即した内容にすることが目指されました。
- 検討体制：ガイドライン作成WGには、弁理士会の執行部役員（副会長）をはじめ、AIや法務に詳しい実務者が参加したとみられます。2024年内にドラフトをまとめ、2025年1月までにベータ版完成というスケジュールが組まれていました（[正副会長の活動状況](#)）。実際、計画どおり2025年初にβ版がリリースされ、会員向けに周知が図られました。その後、弁理士会主催の研修会等で内容説明も行われています（[第4回 ChatGPTの利用は新規性を喪失するのか？ | WEB会議で全国から無料相談受付中！特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。

以上のように、「業界の危機感」と「行政からの要請」、そして**「AI普及への迅速な対応」が重なり、ガイドライン策定に至った経緯があります。弁理士会はこれを「生成AI時代に適応した弁理士業務の検討」の一環と位置付けており（[\[PDF\] 特許とAI - WIPO](#)）、他方で世間にも「知財専門家としてAI時代にどう向き合うか」**というメッセージを発信する狙いがありました。

4. 最新の改訂情報や改訂予定

2025年3月現在、弁理士業務AI利活用ガイドラインはベータ版が公表されている段階であり、正式版(第1版)のリリースは今後予定されているものとみられます。副会長報告では「ベータ版を2025年1月までに完成する予定」とされており([正副会長の活動状況](#))、このスケジュール通りβ版が完成しました。その後、ベータ版の運用を経て寄せられた意見・フィードバックを踏まえ、内容のブラッシュアップや改訂が行われる可能性があります。現時点で弁理士会から正式な改訂版リリース日程は発表されていませんが、2025年度中にも正式版(Ver.1.0)が策定されるのではないかと予想されます。

ガイドライン自体においても、「AI技術は急速に進化するため、ガイドラインも定期的に見直しを行う」ことが謳われており([Guidelines for Utilizing AI in the Work of Patent Attorneys – Genspark](#))([たかやま特許商標事務所 生成AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))、今後のアップデートが予定されています。例えば、OpenAIのサービス仕様変更や新たなリスクが判明した場合には、それに対応した追記・修正が加えられるでしょう。実務家からは「現行のガイドライン(β版)は形式的な内容に終始しており、より実践的・積極的な活用指針が今後必要」との指摘も出ています([たかやま特許商標事務所 生成AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))([たかやま特許商標事務所 生成AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))。こうした意見を受けて、弁理士会でも研修会等での議論や追加ガイダンスを行ながら、正式版策定に向けた検討が続けられている状況です。

要約すると、**現状はβ版(試行版)**であり、最新改訂版は今後リリース予定です。弁理士会はガイドライン運用状況を注視しつつ、「必要に応じ柔軟に見直す」と明言しています([たかやま特許商標事務所 生成AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))。したがって、新情報や改訂版の発表については日本弁理士会からの公式発表を隨時確認する必要があります。

5. ガイドラインを受けた具体的な取り組み事例

ガイドライン公表後、各弁理士法人や関連団体はこれを踏まえて様々な具体策を講じ始めています。以下に主な事例を挙げます。

- **弁理士法人における AI ツール導入と社内ルール策定**: IP 分野専門の IPTech 弁理士法人は、2025 年 4 月より業務の一部で生成 AI ツールを本格導入すると発表しました（[生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#)）。導入にあたって、日本弁理士会のガイドラインや経産省・JDLA のガイドラインを参考にした独自の「IPTech 生成 AI 利活用ガイドライン（β 版）」を社内整備し、顧客情報保護を最優先に据えた運用基準を定めています（[生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#)）。具体的には、前述の暗号化や再学習禁止など安全要件を満たす生成 AI のみを使用し（[生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#)）、生成 AI はあくまで補助ツールと位置付けて専門的判断は引き続き弁理士が行うことを明文化しています（[生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#)）。また顧客から希望があれば AI 不使用対応も継続するなど、利用可否の選択肢も用意しています（[生成 AI 導入のお知らせ | IPTech 弁理士法人](#)）。このようにガイドラインの趣旨を具体的運用ルールに落とし込み、実務で AI を活かしつつリスクコントロールする取り組みが始まっています。
- **弁理士事務所での独自ガイドライン策定と情報発信**: 大阪のたかやま特許商標事務所では、弁理士会のガイドライン（β 版）公表を受けて**所内の「生成 AI（ChatGPT）安全利用ガイドライン 第 1 版」**を 2025 年 3 月に策定・公開しました（[たかやま特許商標事務所 生成 AI（ChatGPT）安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。所長の高山弁理士は、弁理士会のガイドライン内容を踏まえつつも「形式的な記述に留まっている部分がある」として、技術的実態に即した前向きな AI 活用策を自ら示す形で独自ガイドラインを作成しています（[たかやま特許商標事務所 生成 AI（ChatGPT）安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）。その中では、**ChatGPT 利用時の具体的手順（例：常にオプトアウト設定を有効化する）や（[たかやま特許商標事務所 生成 AI（ChatGPT）安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)）、発明情報を入力する際の条件（新規性喪失や守秘義務違反とならないための具体条件）（[たかやま特許商標事務所 生成 AI（ChatGPT）安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特](#)

許商標事務所)、AI 生成文書の取扱い責任(必ず弁理士がチェックし、権利侵害の有無を検討) ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))、クライアントへの説明責任(技術的仕組み・リスク・権利帰属をちゃんと説明する) ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))など詳細に定めています。これは弁理士会ガイドラインの精神を受けて、現場の専門家がより踏み込んだ実践ルールを策定した例と言えます。また同事務所はブログで「ChatGPT を使うと特許が取れなくなるって本当?」**といったコラムを発信し ([コラム: ChatGPT を使うと特許が取れなくなるって本当? | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))、生成 AI 利用に関する誤解を解消する啓蒙活動も行っています。結果として、弁理士個々人や事務所単位での AI 利活用ポリシー策定が広がりつつあります。

- **研修・セミナーの開催:** 日本弁理士会や地域会、関連団体はガイドライン周知のための研修会を開催しています。ガイドライン公表後、弁理士向け研修(ウェビナー等)で生成 AI 活用の実務とリスク解説が行われ、実例共有や質疑応答を通じて会員の理解促進が図されました ([第4回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか? | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))。例えば「ChatGPT を業務で使うときの注意点」をテーマにした研修では、ガイドラインに沿った守秘義務や特許法上の注意事項が説明されています。しかしその中で一部「ChatGPT は危ないので使うな」と受け取られかねない解説もあったようで ([コラム: ChatGPT を使うと特許が取れなくなるって本当? | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))、前述の高山弁理士のように技術的観点から再検討を促す声も出ています。いずれにせよ、弁理士会全体での知見共有と教育的フォローが始まっています。ガイドラインを単に文章で示すだけでなく具体的な使い方・注意点を学ぶ場が提供されています。
- **他業界・団体での連携:** 知的財産に関する他の団体(例えば日本知的財産協会や知財仲裁センター等)においても、AI と知財に関するシンポジウムや意見交換が活発化しています。弁理士会ガイドラインの内容もそうした場で紹介され、企業知財部門や弁護士との情報共有が進められています。例えば 2023 年 8 月には日本弁理士会が生成系 AI と著作権法の論点整理に関する記者説明会を行い、著作権の観点からの留意事項を示すなど ([生成 AI による](#)

[る著作権問題、日本弁理士会が論点整理 – アスキー](#))、他領域のガイドライン策定にも知見提供しています。各企業でも社内のAI利用規程を整備する動きが広がっており、弁理士会ガイドラインは知財専門家の見解として企業ガイドライン策定の参考にもされています。

- 具体的なAIツール活用例:ガイドラインが後押しとなり、[特許情報検索にAIを使うサービスや明細書ドラフト支援AIの試験導入事例も報告されています](#)。ある特許事務所ではクライアントの技術説明資料をAIで要約させ下調べに活用、別の事務所では図面作成にAI画像生成を試すなど、**業務部分的にAIを組み込む実験**が行われています(※これらは公的発表資料というより業界内の事例共有として語られています)。弁理士会としても、2024年度に「生成AI時代の新たな明細書作成法(スマートドラフティング)」に関する研修を計画しており([\[PDF\] 令和6年度事業計画 – 日本弁理士会](#))、AIを活用した高度な特許文書作成手法の普及にも乗り出しています。

以上のように、ガイドライン公表を受けて弁理士業界全体がAI利活用に向けた具体的行動を開始しています。各法人のガイドライン策定やAIツール導入はその象徴であり、**「安全に賢くAIを使ってサービス品質と効率を上げる」**という共通目標に向けた取り組みが広がっています。[\(生成AI導入のお知らせ | IPTech弁理士法人\)](#)
[\(たかやま特許商標事務所 生成AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所\)](#)ガイドラインは単なるお題目でなく、現場の実践と相まって今後も改善・発展していくことが期待されます。

参考文献・情報源:

- 日本弁理士会副会長報告「正副会長の活動状況」(パテント 2024年8月号)
[\(正副会長の活動状況\)](#)
- 特許庁 産業構造審議会 第20回弁理士制度小委員会 議事要旨(2024年1月29日)
[\(弁理士によるAIツールの適切な利活用を促すためのガイドライン\)](#)
- IPTech弁理士法人「生成AI導入のお知らせ」(2025年3月28日)
[\(生成AI導入のお知らせ | IPTech弁理士法人\)](#)
[\(生成AI導入のお知らせ | IPTech弁理士法人\)](#)
[\(生成AI導入のお知らせ | IPTech弁理士法人\)](#)
- たかやま特許商標事務所 高山弁理士ブログ「ChatGPTの利用は新規性を喪失するのか?」(2025年3月26日)
[\(第4回 ChatGPTの利用は新規性を喪失するのか? | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所\)](#)
[\(第4回 ChatGPTの利用](#)

[は新規性を喪失するのか？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)

- 同「ChatGPT を使うと特許が取れなくなるって本当？」(2025 年 3 月 26 日) ([コラム: ChatGPT を使うと特許が取れなくなるって本当？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))
- 同事務所「生成 AI(ChatGPT)安全利用ガイドライン 第 1 版」(2025 年 3 月 28 日) ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)) ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)) ([たかやま特許商標事務所 生成 AI\(ChatGPT\)安全利用ガイドライン【第 1 版】 | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#))
- 「弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すためのガイドライン」よろず知財コンサルブログ(2024 年 2 月 14 日) ([弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すためのガイドライン](#))
- ASCII.jp 記事「生成 AI と著作権、これから留意すべきことは？ 日本弁理士会が論点整理」(2023 年 8 月) ([コラム: ChatGPT を使うと特許が取れなくなるって本当？ | WEB 会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所](#)) ([生成 AI による著作権問題、日本弁理士会が論点整理 - アスキー](#)) 他.